

## ものづくり産業人材確保奨学金返還支援事業に係るQ & A

### Q 1 補助の対象者は？

- 次の3つの要件をすべて満たす方が対象となります。
  - ① 大学(短期大学を除く。)か大学院か高等専門学校(以下「大学等」という。)の修学中に次のいずれかの奨学金等の貸与を受けた方

「(独法)日本学生支援機構の奨学金」、「(公財)大分県奨学会の奨学金」、「大分県の母子・父子・寡婦福祉資金(修学資金)」、「(社福)大分県社会福祉協議会の生活福祉資金(教育支援資金の教育支援費)」

- ② 平成30年、平成31年、平成32年の3月に大学等を卒業後、4月30日までに大分県内の中小製造業又は中小情報サービス業に次のいずれかの職種に6年間継続して就業することが見込まれる方

「研究者」、「開発技術者」、「製造技術者」、「情報処理・通信技術者」

- ③ 大学等の卒業予定年度の9月30日までに「おおいた学生登録」で補助金交付希望を届出した方

### Q 2 大分県出身者以外も補助の対象者となるの？

- 大分県出身者以外も補助の対象者となります。

### Q 3 要件にある「大分県内の中小製造業又は中小情報サービス業」って？

- 大分県内に事業所又は事務所(以下「事業所等」という。)を有する中小企業のうち、製造業又は情報サービス業に分類される事業を行い、大分県内に試験・研究施設や各種機械器具の開発・製造拠点等を有する(予定を含む。)企業をいいます。
- 具体的な企業名や募集職種は、公募により決定し、大分県のホームページ等でお知らせします。URL <http://www.pref.oita.jp/soshiki/14580/company-list.html>

### Q 4 なぜ対象を製造業又は情報サービス業に限定するの？

- この事業は、地方創生を実現するため、本県の強みであるものづくり産業の集積の厚みを活かして県経済の発展を図るものです。製造業は、県内総生産に占める割合や卸売・小売業、運輸業等の関連産業への波及効果が最も高いため、当該産業の将来を担う人材の県内就職・定着を促進することで、本県経済のさらなる成長の実現を目指しています。

- なお、急速に進む製造業の I o T 等に対応し、大分県版第 4 次産業革命 O I T A 4.0 への挑戦を支援するため、平成 2 9 年に制度を拡充し、情報サービス業を対象業種に追加しました。

**Q 5 なぜ「6年間」継続して就業することを要件としているの？**

- 医師や獣医師等の人材を確保するために本県が実施している他の就学支援事業の要件が「就学年数の 1. 5 倍」となっていることから、この事業も 4 年制大学の修学年数の 1. 5 倍となる「6年間」継続して就業することを要件としています。

**Q 6 なぜ卒業予定年度の 9 月 30 日までに「おおいた学生登録」で補助金交付希望を届け出なければならないの？**

- 「6年間継続して就業する」という明確な意思を持って中小製造業への就職を希望してもらいたいことと、内定後の「後付け支援」となることを避けるためです。

**Q 7 「おおいた学生登録」で補助金交付希望を届け出た後で、要件を満たさない企業に就職した場合はどうなるの？**

- 要件を満たさない企業に就職した場合は、補助の対象者とはなりません。

**Q 8 研究者（又は開発技術者又は製造技術者又は情報処理・通信技術者）として就職したけど、別の業務に従事した期間は補助金は受け取れないの？**

- 将来的に研究者（又は開発技術者又は製造技術者又は情報処理・通信技術者）として勤務する可能性がなくなる限り、別の業務に従事した期間も補助の対象となります。

**Q 9 人事異動等で県外の事業所等に勤務することになった場合はどうなるの？**

- 県内の事業所等が廃止されたりして県内で勤務する可能性がなくなる限り、県外の事業所等に勤務する期間も補助の対象となります。

**Q 1 0 就職してから 6 年以内に離職したり、転職した場合はどうなるの？**

- 要件を満たす「県内の中小製造業又は中小情報サービス業」に転職した場合も含め、離職又は転職すれば要件を満たさなくなりますので、速やかにものづくり産業人材確保奨学金返還支援事業中止（廃止）承認申請書（第 8 号様式）を提出していただきます。
- なお、就職後 6 年以内に離職又は転職した場合でも、その間の本県経済への貢献に鑑み、既に交付した補助金の返還は求めません。

**Q 1 1 年度途中で退職したり、転職した場合でも補助金は受け取れるの？**

- 年度途中で退職等した場合には当該年度分の補助金は交付しません。

**Q 1 2 奨学金等の返還を滞納した場合はどうなるの？**

- 延滞した奨学金等を返還した場合は補助の対象となります。

**Q 1 3 災害や傷病等で奨学金等の返還猶予を受けた場合はどうなるの？**

- 返還猶予を受けた分の奨学金等を返還した場合は補助の対象となります。

**Q 1 4 奨学金等の返還免除を受けた場合はどうなるの？**

- 返還した奨学金等の範囲内で補助の対象となります。

**Q 1 5 産休や育休などで休業した場合はどうなるの？**

- 離職しなければ要件を満たさなくなることはありませんので、職場に復帰した後に奨学金等を返還した場合は補助の対象となります。

**Q 1 6 就職してから6年目を迎えていなくても奨学金等の繰上償還を行っているの？**

- 就職してから6年以内でも繰上償還を行って構いませんが、補助金の交付は各年度の限度額までとなります。（1年目：81,600円、2～5年目：163,200円）